

# 令和8年度 京都市立東山泉小中学校「学校いじめの防止等基本方針」

## 1 総則

### (1) 目的

「いじめ」は子どもたちの心身の健全な成長に重大な影響を及ぼし、自殺や不登校を引き起こす深刻な人権問題である。そのような中で「いじめ」はどの学校、学級でも起こりうるものであり、また、全ての子どもが、突然被害者にも加害者にもなり得るものであると捉える。

初期段階のいじめや、解消したいじめ事案についても、学校が組織として把握し(いじめの認知)、見守り、必要に応じて指導し、解決につなげることが重要である。

平成29年3月の国の「いじめ防止基本方針の改定」及び「京都市いじめ防止等取組指針の改定の趣旨を踏まえ、本校「学校いじめの防止等基本方針」に基づき、「見逃しのない観察」「手遅れのない対応」「心の通った指導」の取組の充実・徹底をし、「いじめ」を許さない学校づくりを推進する。

### (2) 基本理念

いじめの防止等の取組の推進にあたり、以下に掲げる3点を基本理念として取組を進める。

- ① 全ての子どもが「正義感や公正さを重んずる心」「生命を大切にし、人権を尊重する心」「他人を思いやる心や社会貢献の精神」「道徳的価値を大切にす」等に加え社会の一員としての確かな規範意識を身に付けるとともに、他者へのいじめを行わないことはもとより、子ども自身がいじめの防止等の当事者として、その解決に向けた主体的、積極的な取組を行うようにすること。
- ② いじめ問題の解決に当たっては、いじめを受けた子どもの心に寄り添った対応を、いじめを行った子どもに対しては、単に表面的な言動のみをとらえるのではなく、そのいじめを行うこととなった背景も踏まえた対応を、迅速かつ的確に行い、再びいじめを行うことのないように対処すること。
- ③ いじめを受けた子ども保護者のもとより、いじめを行った子どもの言動に困りを感じている保護者についても、相談体制の整備をはじめ、必要な支援を行うこと。

## 2 いじめ対策委員会(生徒指導委員会)(構成、役割、開催時期、児童生徒・保護者への周知方法等)

### (1) 構成員(職名又は校務分掌)

校長 副校長 教頭 副教頭 教務主任 生徒指導主任 養護教諭 教育相談主任 学年主任 補導主任(東学舎) スクールカウンセラー スクールソーシャルワーカー

### (2) 役割・取組内容・児童生徒・保護者への周知方法等

- ・いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の集約窓口。
- ・未然防止の取組の推進や学校基本方針に基づく取組の実施と進捗状況の確認。(取組の年間計画の決定)
- ・発見されたいじめ事案への対応。(いじめとして対応すべき事案か否かを判断する。判断材料が不足している場合は、関係者の協力のもと、事実関係の把握を行い、いじめであると判断されたら「組織」で問題解決まで被害、加害双方に対し指導、支援を行う。)
- ・重大事案への対応。
- ・児童生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取。
- ・教職員の共通理解と意識啓発。
- ・「取組評価アンケート」、「いじめ防止対策委員会」、「いじめの対応に特化した研修」の時期の決定。
- ・「学校いじめ防止基本方針」「いじめの防止等に関わる年間計画」の作成。
- ・年間の取組についての見直しを行う時期の決定。
- ・個別面談、相談窓口の集約、教育相談の時期や回数決定。
- ・入学時・各年度の開始時には、全校集会及び学年だよりを通じて、児童生徒、保護者等に方針やいじめ対策委員会等を説明する。

### (3) 開催時期

月1回 (\* 緊急に対応を要する場合は、この限りではない。)

### 3 学校いじめ防止プログラム

#### (1) 学校におけるいじめの未然防止のための取組

##### ・学習環境の整備

- ・学びのスタンダードの実践。(学習するときの約束やルールを一人一人の子どもが確実に身に付け、意欲的に学ぶ集団づくり)の取組の推進)
- ・学習を進めるための教室の整備。(教室・廊下等の校内掲示物、日常的な清掃活動等)

##### ・授業改善の充実(「わかる授業」「生徒指導の機能が活かされた授業づくり」)

- ・全ての児童生徒がわかる喜びと学ぶ楽しさを実感できる授業の実施。
- ・学習するときの約束やルールを一人一人の子どもが確実に身に付け、意欲的に学ぶ集団づくりの取組の推進。
- ・教育課程指導計画(京都市スタンダード)に基づく指導の徹底。
- ・言語活動の充実とコミュニケーション能力の育成を重点においた学習内容や学習形態の工夫。
- ・少人数授業の推進。
- ・教科担任制の積極的な導入。
- ・自主学習プリントの工夫。

##### ・道徳教育、人権教育の充実

- ・道徳の時間を基盤として児童生徒の心にはたらきかけることを意識する。すべての教育活動の土台となる部分を道徳教育で進めていく。
- ・やわらかいけれど芯のしっかりした「しなやかな道徳教育」の実践。
- ・よりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てることをねらいとした活動の、意図的、計画的な実施。
- ・「いじめは絶対に許されない」ことや、「命の大切さ」「思いやりと友情」などを具体的に取り上げた人権学習、道徳の学習の実施。
- ・「ぼかぼか人権タイム」の設定。
- ・土曜参観で道徳の授業を行い、児童生徒保護者地域とともに、集団の一員としての自覚や態度、資質や能力を育む。
- ・地域ボランティア、ゲストティーチャーを活用した人権学習、道徳の授業や講演の実施。
- ・警察のスクールサポーターによる非行防止教室の実施。

##### ・児童生徒が主体的に行う活動や体験活動の充実(児童生徒会活動や、PTA、地域と連携した体験活動 等)

- ・児童生徒会活動や児童生徒の主体的・自発的な活動を重視するとともに、集団生活や集団活動の楽しさを実感し集団の一員としての役割を担い、責任を果たす中で、自分への自信を培い、自己有用感を高め自己実現につなげる指導を進める。
- ・いじめ防止に向けた標語、スローガン、ポスターの作成と掲示等を通して、「いじめ」撲滅に向けての活動を推進。
- ・地域、PTAとともに取り組むあいさつ運動の実施。
- ・総合的な学習、生活科等を通しての自他の生命を尊重する活動の推進。
- ・職業体験やボランティア活動等の体験活動や教科・総合的な学習の時間、特別活動と道徳の時間との関連を図り、道徳的価値の自覚を深める指導の充実を図る。

##### ・児童生徒同士の絆づくり(学級活動、縦割り活動、部活動 等)

- ・異学年集団の交流等を進める中で、望ましい人間関係の育成と、協力して諸問題を解決する力の育成。
- ・縦割り活動によるピアサポート体制。
- ・学校行事、宿泊学習などの取組を通して、仲間づくり・人間関係づくりを行う。

#### (2) いじめの早期発見・積極的認知のための措置

##### ・日常の児童生徒に関する情報共有

- ・日常の児童生徒の観察や随時の教育相談、学級日誌や教科担任との情報交換等あらゆる機会をとらえて児童生徒の些細な変化に気づき、実態把握に努める。
- ・登校、休み時間、掃除中、部活動などの校内巡視による見守り活動の実施。
- ・学年、生活支援部、学校全体等、学校体制での情報共有。
- ・定期的な「いじめ対策委員会」による情報共有、情報分析、組織的な動きの構築。
- ・全教職員による「いじめを見逃さない」「確実に解決する」体制づくりの構築。

- ・児童生徒に対する定期的な調査(いじめに関する記名式アンケート、クラスマネジメントシート、教育相談等)
- ・上記調査等の結果の検証及び組織的な対処

- ・いじめに関する記名式アンケートを利用した「いじめ」の兆候の早期実態把握。
- ・クラスマネジメントシートを活用した「いじめ」の実態把握と学級経営の見直し。
- ・上記アンケートの年複数回実施。
- ・アンケート結果について、児童生徒に丁寧な聞き取りの実施、各クラス・各学年間だけでなく、いじめ対策委員会で共有。
- ・教育相談週間の設定と、週間前の児童生徒に対するアンケートの実施による発見の強化。
- ・SC、SSWとの連携による教育相談。
- ・定期的な家庭訪問、教育相談の実施による相談機会の確保。

### (3) いじめが起こったときの措置及び再発防止に向けた取組

- ・基本的な考え方

- ・いじめ定義の解釈ならびにいじめの「解消」の定義を明確化し取り組む。  
(これまでいじめから「けんかは除く」とされていたが、「けんか」や「ふざけあい」についても除外せず、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当すると判断する。いじめが「解消している」状態については2つの要件を示し、解消に至るまで必要な支援等を継続する。①被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為が少なくとも3か月間は止んでいること。②被害者児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと)
- ・初期段階のいじめや、解消したいじめ事案についても、学校が組織として把握し(いじめの認知)、解決に向けた取組をその事案の解消まで継続して行う。
- ・いじめ防止対策推進法等を踏まえ、いじめの事実の有無を確認、教育委員会への報告、再発防止、いじめを受けた児童生徒又は保護者への支援、いじめを行った児童生徒への指導又は保護者への助言、いじめを受けた児童生徒が安心して教育を受けるための必要な措置、保護者との情報共有、警察との連携などの適切な措置を講ずる。

#### 【対応の具体的な動き】

- ・速やかな対応、丁寧な聞き取り、正確な事実関係の記録。  
(被害の態様、状況、構造、動機、背景など)
- ・組織的な対応。関係機関との連携。
- ・重大事態、再発の防止。
- ・被害児童生徒の保護を最優先に考えた対応。
- ・加害児童生徒への責任ある指導。
- ・保護者との連携。
- ・学級、学年等の集団全体を見据えた指導。

**前提となる基本事項**

- 『学校いじめの防止等基本方針』
- 学校いじめ防止プログラムの策定
  - 教職員、児童生徒、保護者、地域への周知
  - 取組状況を学校評価に位置付け、点検・評価を行い、必要に応じて改善

- 『いじめ対策委員会』
- 担任（担当者）といじめ対策委員会との連携方法の 確認・周知
  - 臨時の委員会開催時の手順確認・周知
  - 児童生徒、保護者、地域への周知
  - いじめの認知・解消の判断について確認

未然防止の取組（発達支持的生徒指導の充実）

- ・学習環境の整備
- ・道徳教育・人権教育の充実
- ・児童生徒同士の絆づくり
- ・授業改善
- ・児童生徒が主体的に行う活動や体験活動の充実

予 防

いじめ（その疑いがあるものを含む。以下同じ）の情報を把握

- ・教職員、児童生徒、保護者、地域、その他からの情報から
- ・アンケート調査等の情報から 等

見逃しのない  
観 察

組織（いじめ対策委員会）で情報共有し、事実関係を把握する。

手遅れのない  
対 応

【いじめ対策委員会で共有】

●まず、いじめ対策委員会で情報共有を行い、聴き取り・指導・支援体制を検討。

【事実確認】

- 複数教職員で対応し、「いじめ」の認知は、表面的・形式的に行わず、組織的に判断する。
- いじめを受けた児童生徒と、いじめを行った児童生徒を個別で聴き取る。
- 何があったのかについて丁寧に事実確認を行う。
- 聴き取った内容は、時系列で事実経過を確認・整理して、記録をまとめておく。

管理職のリーダーシップの下、学校としての対応方針を決定する。

[認識の共有化・行動の一元化]

心の通った  
指 導

【児童生徒への指導・支援】

- いじめを受けた児童生徒は「絶対守る」「必ず解決する」という学校の 姿勢を示す。
- 登下校、休み時間、清掃時間等、隙間の時間をとらず、被害児童・生徒を見守るとともに、必要に応じてSC、SSW、パトナ等との連携を図る。
- いじめを行った児童生徒に対し、二度と繰り返さないよう、自らの非を深く自覚させ、**再発防止**に向けた指導を行う。
- 周囲の児童生徒に対し、いじめを他人事ではなく、自分たちの問題として捉えさせる。

- 担任（担当者）をはじめ、つながりのある教職員を中心に、すみやかに、関係児童生徒（加害・被害とも）の家庭訪問等を行い、事実関係と今後の指導方針を説明し、必要な連携を求める。

【教育委員会への報告・連携】

- 重大事態の疑いがある等、いじめ事案の内容により、直ちに教育委員会へ報告し、連携して対処する。

【謝罪の場の設定】

- いじめを受けた児童生徒・保護者の意向を十分尊重し、関係児童生徒、保護者が一堂に集まり 謝罪をする場をもつ。
- ※事案内容によってはこの限りではない。

【関係機関との連携】

- 必要に応じて警察、児童相談所等と連携して対処。

「いじめの解消」まで継続的な指導や支援の実施

【学校全体での継続的な指導・支援】

- 少なくとも以下の2つの要件が満たされるまで支援を継続する。
  - ①いじめに係る行為が**少なくとも3か月間止んでいること**（救済）
  - ②いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと（回復）
 ※面談等により確認し、解消判断は個人ではなく組織（いじめ対策委員会）で行う。

・インターネット等を通じて行われるいじめへの対応

- ・京都市教育委員会・京都府警本部と連携し、「非行防止教室」を実施するとともに、携帯電話事業者と連携して「情報モラル教室」を実施し、インターネットや携帯電話の利用について、危険性はもちろんのこと問題行動全般に関する未然防止の啓発・指導に努める。
- ・個人情報の漏洩や他人へ中傷・誹謗の書き込みについて実態把握を行い、問題掌握時には適切な指導を行う。
- ・日常の児童生徒同士の関わりの中に適宜介入し、児童生徒のソーシャルスキルの向上に努め児童生徒一人一人の居場所づくりに努める。
- ・教科指導(社会科、技術・家庭科)及び学級活動の中で情報リテラシーを涵養したり、情報モラルの向上に繋げたりする。
- ・PTA活動や地域生徒指導連絡協議会、関係諸団体の活動を通じて保護者や地域への啓発活動を行う。
- ・家庭教育学級、地生連等を活用しての地域への啓発。

・「いじめの解消」の定義を踏まえた見守り及び再発防止に向けた取組

- ・いじめの「解消」の定義を踏まえ、解決したと思われた事案が再発したりすることのないよう、注意深く観察する。(いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、いじめを受けた児童生徒及びいじめを行った児童生徒について、日常的に注意深く観察する。)
- ・登校、休み時間、掃除中、部活動などの校内巡視による見守り活動の実施。
- ・あらゆる機会を捉えて児童生徒の些細な変化に気づき、児童生徒の実態把握に努める。
- ・定期的な「いじめ対策委員会」による情報共有と組織的な動きの構築。

#### (4) 教職員の資質能力向上の取組

・内容(いじめ事案対処に関する校内研修等)及び実施時期

- ・生徒指導体制の見直しと「報告」「連絡」「相談」「確認」「調整」の徹底。
- ・日常的に児童生徒の動向の情報交換を行い、教職員相互の観察視点の補完を行うとともに観察視点の多角化に努める。
- ・具体的な事例を用いた教員研修による教師一人一人のいじめに対する意識の向上。
- ・教職員のいじめの問題に対する認識の深化とともに、いじめの未然防止や早期発見、適切な初期対応に資する能力の向上を図る研修会の充実。
- ・すべての教職員の共通理解を図るための、いじめ問題に係る研修会の実施。
- ・SNSを通じて起こっている問題行動の理解及びSNSを使つての「いじめ」対応の事例研修。
- ・教職員の人権感覚を磨く取組と能力向上を図る研修会の実施。いじめ防止対策の研修会実施。

## 4 保護者・地域、関係機関との連携

・保護者・地域への情報発信、啓発、協同の取組

- ・「京都はぐくみ憲章(子どもを共に育む京都市民憲章)」を保護者・地域に広く周知し、共に子育てを進める。
- ・機会を捉えいじめ防止対策推進法の趣旨を保護者・地域に広く周知し、いじめの解消が保護者の理解・協力なしに進まないことへの理解を広く求める。具体的には、『いじめられていないか?』と同等、『他の子どもをいじめていないか?』の家庭・地域での声かけを生み出していけるようにする。
- ・いじめが子どもの心身に及ぼす影響やいじめを防止することの重要性について、ホームページや広報誌等で発信。
- ・人権学習、道徳の学習の参観授業による保護者への啓発活動。
- ・非行防止教室、情報モラル教室等の保護者参観。

## 5 重大事態への対処

・基本的な考え方及び重大事態が発生したときの対応

- ・重大事態は、「いじめ防止対策推進法第28条」において「①いじめにより当該学校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、②いじめにより当該学校に在籍する児童生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」と定義されている。
- ・重大事案が発生した場合(おそれがある場合を含む)等、いじめの内容等によっては、京都市教育委員会に報告し、相談、連携して対処する。また、いじめの中には犯罪行為としてとらえるべき事案や児童生徒の生命、身体に危機が及ぶなど一刻の猶予もない事案もある。これらについては、教育委員会に直ちに報告、連携し、被害を受けた児童生徒の意向も十分に配

慮の上、所轄の警察署と連携し、対処する。事案により必要に応じてスクールサポーターの派遣を依頼するなど警察との情報の共有や連携を図る。

・次のような場合、京都市教育委員会への報告と相談、調査主体等の協議をする。

- ① 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき。
- ② 相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。

○協議の結果、学校が調査主体の場合の動き

- ・学校の下に重大事態の調査組織を設置。
- ・調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施。
- ・いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して必要に応じた適切な情報提供。
- ・京都市教育委員会への調査結果の報告。
- ・調査結果を踏まえた必要な措置。
- ・同種の事態発生の防止に必要な取組の推進。

○協議の結果、京都市教育委員会が調査主体の場合の動き

- ・京都市教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査への協力。

## 6 年間計画

いじめの防止等のための取組として、「年間計画」を下表のように示し実施する。ただし、年度途中に計画の見直しを行う場合がある。

| 月 | 対策会議(いじめ対策委員会等)の開催や教職員の資質能力向上(校内研修)の取組  | 未然防止の取組   | 早期発見・積極的認知の取組   | 保護者等への発信関係機関との連携  |
|---|---|---|---|---|
| 4 | ◇いじめ対策委員会①<br>「校内体制や組織的対応の共有」<br>「児童生徒・保護者への広報について」<br>◆職員会議<br>「学校いじめの防止等基本方針の共有」<br>◆校内研修会①<br>「年間計画と役割の明確化」<br>「いじめ防止プログラム PDCA サイクルの確認」 | ・入学式<br>・学級開き<br>・6年生を迎える会(6～9年)<br>・児童生徒会目安BOX設置<br>・児童生徒に説明<br>「いじめ対策委員の紹介」 | ・前年度のアンケート・クラスマネジメントシートの結果について学年で確認と共有                              |   |
| 5 | ◇いじめ対策委員会②<br>「未然防止に向けた取組の確認」<br>「クラスマネジメントシートの実施に向けて」<br>◆校内研修会②<br>「いじめに関して、気になる児童生徒の確認・共有」「学校評価項目の確認」                                    | ・憲法月間の講話<br>・1年生を迎える会(1～5年)<br>・人権標語作成と掲示<br>・【9年】研修旅行<br>・体育大会(1～9年生)        | ・教育相談の実施①(6～9年)   | ・憲法月間「泉だより」で啓発<br>・オンライン懇談会(1～9年)<br>・学校運営協議会①                |
| 6 | ◇いじめ対策委員会③<br>「クラスマネジメントシート・教育相談の結果の共有と対策」<br>「いじめに関する記名式アンケートの実施に向けて」<br>◇臨時いじめ対策委員会<br>「情報の共有と組織的対応」                                      | ・児童生徒総会(1～9年)<br>【1～4年】情報モラルに関する教育<br>【6～9年】情報モラル授業                           | ・第1回いじめに関する記名式アンケートの実施、学年集約と共有①(1～9年)<br>・泉おしゃべりタイム(教育相談)の実施①(1～5年) | ・PTA 総会で啓発<br>・土曜参観(1～9年)<br>・学校だよりでいじめ対策委員会の周知<br>・進路説明会(9年) |

|    |   |  |   |                                       |
|----|---|--|---|---------------------------------------|
| 7  | <p>◇いじめ対策委員会④<br/>◆児童生徒指導委員会<br/>「夏季休業中の生活について」</p>   | <p>・夏季休業を迎えるにあたっての心構え<br/>・学年集会<br/>【2年】非行防止教室<br/>【3年】情報モラル授業<br/>【4年】非行防止教室<br/>【5年】情報モラル授業<br/>【6年】非行防止教室<br/>【8年】非行防止教室<br/>【9年】薬物乱用防止教室</p> | <p>・第1回クラスマネジメントシートの実施①<br/>(4～9年)</p>                                      | <p>・個人懇談会<br/>(1～9年)<br/>・地域パトロール</p> |
| 8  | <p>◇いじめ対策委員会⑤<br/>「いじめ防止プログラムの見直し① PDCA サイクル」<br/>◆校内夏季研修会③<br/>「4月～7月のいじめ事案の経過の共有」<br/>◆児童生徒指導委員会<br/>「夏休み明けの児童生徒の様子について」<br/>「不登校児童生徒への関わりについて」<br/>「自殺予防について」<br/>◆東西合同研修会</p> | <p>「いじめのない学校にするために」</p>  | <p>・夏休み明けの児童生徒の様子を学年で共有、組織的対応の検討</p>  | <p>・地域パトロール</p>                       |
| 9  | <p>◇いじめ対策委員会⑥<br/>「学校評価の実施に向けて」<br/>「授業を伴う研修会の実施(生徒指導の三機能を生かす)」</p>   | <p>・夢創発表に向けての取組<br/>・花背山の家野外活動(5年)</p>   |   | <p>・学校運営協議会②</p>                      |
| 10 | <p>◇いじめ対策委員会⑦<br/>「学校評価の結果について① PDCA サイクル」<br/>「記名式アンケートの実施に向けて」<br/>「情報の共有と組織的対応」</p>  | <p>・音楽発表会(1～9年生)</p>   | <p>・教育相談の実施②(6～8年)<br/>・9年進路懇談会</p>   | <p>・学校評価の実施</p>                       |
| 11 | <p>◇いじめ対策委員会⑧<br/>「学校評価を受けて改善策を考える」<br/>「年間の取組の見直し①」<br/>「アンケート調査・クラスマネジメントシート・教育相談の結果の共有」<br/>「クラスマネジメントシートの実施に向けて」<br/>◇臨時いじめ対策委員会<br/>◆職員会議・研修会<br/>「学校評価に基づく改善策について」</p>      | <p>・研修旅行(6年)</p>   | <p>・第2回いじめに関する記名式アンケートの実施、学年集約と共有②(1～9年)<br/>・泉おしゃべりタイム(教育相談)の実施②(1～5年)</p> |                                       |
| 12 | <p>◇いじめ対策委員会⑨<br/>「いじめ防止プログラムの見直し② PDCA サイクル」<br/>「次年度の基本方針の見直しと作業について」</p>   | <p>・人権学習<br/>・人権標語の作成と発表<br/>・冬季休業を迎えるにあたっての心構え<br/>・学年集会<br/>【6年】情報モラル教室<br/>【6年】薬物乱用教室<br/>【7年】喫煙防止教室<br/>【8年】情報モラル教室</p>                      | <p>・第2回クラスマネジメントシートの実施、学年集約と共有②(4～9年)<br/>・泉おしゃべりタイム(教育相談)の実施①(1～5年)</p>    | <p>・個人懇談会<br/>(1～9年)</p>              |

|   |  |  |   |                                  |
|---|--|--|---|----------------------------------|
| 1 | ◇いじめ対策委員会⑩<br>「9月～12月のいじめ事案の経過の共有」<br>「クラスマネジメントシートの実施に向けて」<br>◆年間反省①(部会ごと)<br>「今年度の反省と来年度への課題の共有」                             |  |   |                                  |
| 2 | ◇いじめ対策委員会⑪<br>「クラスマネジメントシートの結果から」<br>「学校評価の結果について② PDCA サイクル」<br>「次年度の学校いじめ防止基本方針の確認」<br>◆年間反省②(全体)<br>「今年度の反省と来年度への課題の共有」     |  | ・第3回いじめに関する記名式アンケートの実施、学年集約と共有③(1～9年)<br>・第3回クラスマネジメントシートの実施、学年集約と共有③(4～9年) | ・学校評価の実施<br>・新6年説明会<br>・学校運営協議会③ |
| 3 | ◇いじめ対策委員会⑫<br>「学校評価の結果について② PDCA サイクル」<br>「いじめ防止プログラムの見直し③ PDCA サイクル」<br>◆職員会議<br>「年間を通してのいじめ事案の経過の共有」<br>「来年度のいじめの防止基本方針について」 | ・9年生を送る会(1～9年)<br>・5年生ありがとう会(1～9年)<br>・巣立ちの式(5年)<br>・卒業式(9年)<br>・前期課程修了式(6年)<br>・学級のまとめ<br>・学年集会 | ・いじめに関する記名式アンケートの保管<br>・クラスマネジメントシートデータ保管                                   |                                  |